

海外からの納付（お支払い）方法

「納付のご案内」による方法で海外から納付できない場合は、次の方法でお願いします。

①納税管理人の選任（納付の可否にかかわらず、選任が必要です）

納税管理人とは、日本の非居住者の納税事務について、一切を管理する方のことです。納税管理人を選任されると、区は納税管理人として選任された方に通知等を送付いたします。

納税管理人を選任される場合

次のサイトもご参照ください。

http://www.city.shinjuku.lg.jp/hoken/zeimu01_002042.html

②銀行振り込み

銀行振り込みでお支払い頂けます。以下の口座にお振込みください。海外からの送金になるため、手数料が発生する可能性があります。手数料が発生する場合、手数料も併せてお支払い頂かないと、手数料の金額が銀行によって差し引かれて不足になることがあります。手数料については、ご利用される金融機関にお問合せください。

SWIFT コード	MHCBJPJT
銀行名	みずほ銀行
支店名	新宿支店
口座番号	3078506
口座名義人	新宿区役所 総務部 税務課 金銭出納員

日本の銀行の在外支店は比較的送金可能な場合が多いようです。また、納税者の名前の後に必ず生年月日を記載してください。例えば、1980年12月1日→19801201

③送金小切手（上記の送金ができない場合）

送金小切手（円建て）を作成して、下記送付先あてに送付してください。

海外から送金小切手等が送付された場合には、銀行で手数料が差し引かれます。この手数料は納税者のご負担になります。また、外貨建ての送金小切手の場合は、換算日のレートにより過不足が生じることがあります。このような場合、再度、足りない分をご請求し、お支払い頂くことになります。

送付先

〒160-8485 新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区 総務部 税務課 収納管理係

<お問い合わせ>

総務部税務課収納管理係

電話：03-5273-4139

FAX：03-3209-1460